

糸魚川市宿泊事業継続支援給付金 Q&A

▼給付対象者について

Q1 市内の宿泊施設のすべてが対象か？

旅館業法の規定により、市内の宿泊施設の営業を行っている事業者（下宿営業、研修施設、ラブホテル等及び同様の形態での営業を除く。）が対象です。

なお、住宅宿泊事業法の規定による住宅宿泊事業者（いわゆる民泊）及び市所有の宿泊施設は対象外です。

Q2 民泊及び市の宿泊施設を対象外とした理由は？

民泊は、住宅の全部又は一部を活用して宿泊サービスを提供する施設であり、年間営業日数の上限が定められているなど、この制度の趣旨と異なることから対象外としています。

また、市の宿泊施設は、市の予算で施設を運営しており、この制度の趣旨と異なることから対象外としています。

Q3 宿泊施設以外の店舗（飲食店等）を有する場合は、両方申請できるのか？

飲食店・喫茶店営業の許可を受けている事業者で、飲食事業継続支援給付金の交付を受けた方（受ける予定の方）は、重複して申請することはできませんので、どちらかの給付制度を選択し、申請してください。

Q4 市内の宿泊事業者が営業する、市外の施設分は対象となるか？

市内に所在している宿泊施設のみが、対象となります。

Q5 現在休業しているが申請できるか？

新型コロナウイルスの影響により、現在一時的に休業している場合で、営業を再開する意思があると認められる場合は、対象となります。

▼給付金額について

Q6 「通常営業」とは？

旅館業許可申請時の収容人員ではなく、実際に運用している部屋数に応じた収容人員となります。また、新型コロナウイルス感染防止のために客室数の使用制限をしている場合は、その影響前の収容人員で申請してください。

Q7 なぜ国の持続化給付金又は市の緊急事業給付金が給付されている場合に交付額が多くなるのか？

国の持続化給付金又は市の緊急事業給付金が給付されている事業者の事業継続を支援するとともに、それ以外であっても影響の大きい事業者の支援を行うため、2段階の支援としています。

Q8 季節営業の宿泊施設の給付額を1/2とするのはなぜか？

年間を通じての事業の継続を支援する給付金であるため減額となっています。

▼申請手続について

Q9 「通常営業で利用可能な収容人員が確認できる書類」とは？

実際に運用している部屋数に応じた収容人員（新型コロナウイルス感染防止のために客室数の使用制限をしている場合は、その影響前の収容人員）が確認できるもの（任意の様式）で提出してください。

例：収容人員が分かる施設リーフレットの写し、
施設平面図の写しに収容人員を明記したもの 等

Q10 「宿泊客数の減少率が確認できる書類」とは？

「令和2年1月から令和3年2月の間、宿泊客数が前年同月との比較で30%以上減少した月」が確認できるもの（任意の様式）で提出してください。

例：対象となる月と前年同月の宿泊台帳の写し 等

Q11 給付金申請から給付金が支払われるまで、どのくらいの日数がかかるのか？

10日間前後で、指定の口座に振り込む予定です。

▼その他

Q12 本給付金の課税上の取扱いは？

法人税、個人の所得税上は課税対象となります。